

小規模事業者経営改善資金 (マル経融資)

日本政策金融公庫 国民生活事業では、小規模事業者の方々の経営改善のお役に立てるよう、無担保・無保証人の「小規模事業者経営改善資金(マル経融資)」をお取り扱いしています。

POINT
1

無担保・無保証人の事業者向け融資制度です

POINT
2

商工会議所、商工会または都道府県商工会連合会の実施する経営指導を受けている方で、商工会議所等の長の推薦を受けた方が対象です

POINT
3

ご融資額は 2,000 万円以内です

事業資金相談ダイヤル

(行こうよ! 公庫)

0120-154-505

※電話番号のお掛け間違いにご注意ください。

小規模事業者経営改善資金(マル経融資) の概要

ご利用 いただける方	<p>商工会議所、商工会または都道府県商工会連合会の実施する経営指導を受けている商工業者であって、商工会議所等の長の推薦を受けた方 推薦を受けるには、次の条件をすべて満たしていることが必要です</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 常時使用する従業員が 20 人以下(商業・サービス業(宿泊業および娯楽業を除く)の場合 5 人以下)であること 2 原則として 6 ヶ月以上、商工会議所等の経営指導を受けていること 3 最近 1 年以上、同一商工会議所等の地区内で事業を営んでいること 4 所得税、法人税、事業税及び都道府県民税や市町村民税(均等割を含みます)を原則としてすべて完納していること 5 商工業者であり、かつ日本政策金融公庫 国民生活事業の非対象業種等でないこと
ご融資額	2,000 万円以内
ご返済期間	<p>設備資金 10 年以内 (うち据置期間 2 年以内) 運転資金 7 年以内 (うち据置期間 1 年以内)</p>
利率(年)	特別利率F 年利 1.45%(令和6年11月1日以降)
担保・保証人	無担保・無保証人
その他	<p style="text-align: center;"> 推 薦 ご融資 </p> <p style="text-align: center;"> </p>

※ 審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがあります。

くわしくは、当社ホームページwww.jfc.go.jp をご覧いただくか、支店の窓口までお問い合わせください。

～マル経融資は、郡上市商工会利子補給制度の対象融資です～

郡上市商工会は小規模事業者の皆様の支払利子負担を軽減する為、郡上市からの補助を受けて利子補給を行っています。支払利子の 1/2 以下を借入から 3 年間補助します。1 年分の支払利子の 1/2 以下を毎年 2 月頃、補給します。利子補給申請書と借入金償還一覧表の写しを商工会へご提出ください。



日本政策金融公庫
国民生活事業

推薦団体・お問合せ

郡上市商工会(郡上市八幡町島谷 130-1)

TEL0575-66-2311 Fax0575-66-2312